

会員の皆様へ

検体採取等に関する厚生労働省指定講習会の開催及び受講について
(お知らせ)

会員の皆様方には、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の一部が改正され、平成27年4月1日から、臨床検査技師の業務範囲に一定の検体採取が追加されることとなります。

また、今後、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）の一部を改正し、平成27年4月1日から、臨床検査技師の業務である生理学的検査に嗅覚検査及び味覚検査を追加される予定です。

このような業務範囲の拡大に伴い、平成27年4月1日の時点で既に臨床検査技師免許を取得している者等については、「厚生労働大臣が指定する研修」を受講することが義務付けられます。

つきましては、厚生労働大臣が指定する講習会を別添「検体採取等に関する厚生労働省指定講習会実施要領」に基づき、順次開催することと致しましたので、会員の皆様におかれましては受講されますようご案内いたします。

また、会員の皆様においては、お近くの非会員の皆様にも、この趣旨をお伝えしていただき講習会の受講を促していただきますようお願いいたします。

なお、本講習会の開催状況については、当会のホームページのトップ画面に専用のバナーを設け、本年11月中旬を目途に受講申込を受付ける予定でありますので、ご承知おきください。

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
〒143-0016 東京都大田区大森北4-10-7
TEL 03-3768-4722 FAX 03-3768-6722
Mail jamt@jamt.or.jp
担当執行理事 丸田秀夫 事務局 篠崎隆男